

	内容	回答
1	コンソーシアムの規約、協定書、共同研究契約のひな形をお示しいただけないか。	農林水産技術会議HP「研究機関等が応募できる研究資金（公募情報）」の「委託契約手続きについて」にひな形の掲載があるので御参照ください。 https://www.affrc.maff.go.jp/docs/research_fund.htm
2	様式4の「研究実績」については、どのようなことを書けば良いのか。	研究課題を実施するに当たってのこれまでの関連する研究の蓄積、分析等を実施するための施設・設備等の整備状況等を記載してください。 【記述例】 ○学部○研究室では、○の研究に関し長期の実績に基づき多くの知見を蓄積している。○の分析に関しても、○等の施設を有し、研究体制が整備されている
3	研究開発データとは、アンケート調査結果、被験者から得られたデータ等は対象、個別の事例調査結果のようなコンピュータで処理しない情報は対象外という扱いで良いか。	御認識のとおりです。電子計算機による情報処理の用に供されるものを対象としております。
4	「随意契約登録者名簿登録申請書」とは、どういうものか。	随意契約の相手方として随意契約登録者名簿に登載するための申請書になります。代表機関や構成員の住所や名称、代表者氏名といった内容を記載いただく簡易な申請書類となっております。様式は採択後に送付いたします。
5	知財の発生等はあまり想定されませんが、「知財合意書」「権利化等方針」のひな形をお示しいただけないか。	知財の発生等が想定されない研究課題については、コンソーシアムの規約や協定書等の中で簡易的に規定いただいても差し支えありません。その際に記載すべき項目等につきましては、採択後にお示しいたします。
6	データマネジメントプランについて、「開発項目」に何を書けば良いのか。	応募される研究課題名を御記入ください。
7	データマネジメントプランについて、契約管理番号はblankで良いのか。農林水産政策研究所で付けられるのか。	農林水産政策研究所で付しますので、空欄のまま御提出ください。
8	データマネジメントプランについて、法人名等は、代表機関を書くのか、データを管理する機関が複数あれば連名で書くのか。	単独で応募される場合は大学等の法人名を、コンソーシアムで応募される場合は代表機関名を御記入ください。コンソーシアムの設立後、コンソーシアム名に変更していただきます。
9	研究実施期間は3年とあるが、予算については今年度1000万円上限としか書かれていない。3年間の計画を立てるためには、2年目・3年目の予算を把握する必要があり、毎年1000万上限との想定で申請書を作成すれば良いか。	国の予算は単年度主義ですので、次年度以降のお約束はできませんが、毎年度1,000万円を上限に作成してください。
10	分析等は行わず主に情報提供やデータの提供を受ける機関については、協力機関として良いのか。	ご認識のとおりです。コンソーシアムに参画せず、研究そのものを担わないものの、研究の遂行に協力いただくということですので、協力機関という位置づけになります。 応募様式の3. 研究実施体制図において、共同研究グループ（コンソーシアム）の枠の枠外に協力機関を差し支えない範囲で御記載ください。
11	公募要領91ページ「委託事業で計上できる経費について」の表には、試験研究費の中に「借料及び損料」、「光熱水料」、「燃料費」、「会議費」という項目があるが、申請書の「8. 研究費の見込み額」の表にはこれらの項目がない。これらの項目の予算はどこに記入すれば良いか。	様式に欄を追加して御記入ください。
12	研究費を使って新たに雇用する者が専用を使うノートパソコンの購入は可能か。	基本的な事務機器については、当然備えているべきものという考えですので、原則としてパソコンは購入できません。例外はありますが、契約前に購入に係る理由書を御提出いただき、所内での判断となりますので、現時点は計上可能かどうかの判断は致しかねます。 なお、委託費で購入されたパソコンは、委託期間終了後は国有財産となります。このため、継続使用する場合は「継続使用申出書」を提出していただく必要が生じますので、御了知願います。
13	オンラインアンケートを業者に発注する場合は、雑役務費に計上すればいいのか	雑役務費に計上願います。

14	学生の旅費は認めらるか？ 認められる場合には、研究員等旅費に計上すればいいのか。	学生の旅費は、研究員等旅費に計上願います。 ただし、学生の出張に際しては、 ① 雇用契約書により学生が研究補助者として委託事業に従事することが確認できる ② 短期の作業等を雇用契約ではなく謝金等で対応し、その必要性が理由書等で明らかにされている ③ ①②の契約、理由書等がなくとも、学生に対して旅行命令が可能である旨の大学等の規程があり、出張させる必要性が理由書等により明らかにされている のいずれかの対応が必要になります。 なお、学生単独の出張は原則として認められません。担当教員が同行できないやむを得ない理由がある場合には、事前に理由書を提出の上御相談ください。
15	収入印紙について、委託費に計上可能か。一般管理費に租税公課があるがこれに該当するか。	収入印紙については、委託費からの支出はできません。
16	民間財団からの研究費がある場合はどこに記入すれば良いか。	「7. 他府省を含む他の公募型研究資金等の応募・受入状況」に御記入ください。
	随時追加予定	